件名: ACTにおける新型コロナウイルスに関する規制措置の一部緩和(4月8日発表) (COVID-19 関連)

【ポイント】

●4月8日、ACT政府は発表を行い、4月14日(水)9時から、新型コロナウイルスに 関する規制措置の一部緩和をする旨発表しました。

【本文】

1 4月8日、ACT政府は発表を行い、4月14日(水)9時から、新型コロナウイルス に関する規制措置の一部緩和をする旨発表しました。

2 具体的には、映画館では、ACTのチーフ・ヘルス・オフィサーにより承認された新型 コロナウイルス安全計画(COVID Safety Plan)を有する場合、それぞれの映画館の座席の 100%のチケットを販売することが可能になります。なお、コロナウイルス安全計画がな い場合は、収容可能人数の75%までの収容が可能です。

3 座席が前向きで階段状に配置された大規模な屋内パフォーマンス会場では、ACTの チーフ・ヘルス・オフィサーにより承認された新型コロナウイルス安全計画を有する場合、 チケット制で観客が着席する場合、施設の座席の100%のチケットを販売することが可 能になります。なお、コロナウイルス安全計画がない場合は、収容可能人数の75%までの 収容が可能です。

4 発表の詳細及び原文は、下記リンク先をご参照ください。

<u>https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/further-changes-to-covid-normal-</u> restrictions-in-the-act-to-keep-canberra-safe-and-strong

5 ACT政府は、下記リンク先に、毎日、新型コルナウイルスに関する最新の情報を掲載 していますので、最新情報を下記から確認するよう心がけてください。 https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>

大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。 豪州政府コロナウイルス専用サイト:https://www.australia.gov.au/ ACT政府コロナウイルス関連サイト:https://www.covid19.act.gov.au/ 豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19. homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語): https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Pages/covid-19-Japanese.aspx?lang=Japanese

豪保健省コロナウイルス関連サイト : https://www.health.gov.au/news/healthalerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関す

るお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州、SA州、TAS州管轄)https://www.melbourne.au.emb-

japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から

手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete